

## 勤労者財産形成貯蓄・財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄募集要領

募集に当たっては、勤労者財産形成貯蓄・財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄制度の趣旨及び内容を職員に十分説明し、理解を得た上で契約するとともに、適正な募集活動をするよう配慮すること。

### 1 対象職員

財形貯蓄・財形年金及び財形住宅は、宮城県教育委員会等（県費負担教職員等を含む）の任命に係る職員を対象に行うものとする。（ただし、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員を除く。）

### 2 募集期間

毎年6月1日から6月30日まで

### 3 募集方法

#### （1）基本的事項

ア 前記の募集期間を厳守すること。

イ 募集は、取扱金融機関の募集担当者が直接行うとともに、入室（入校）の際は、必ず管理者の許可を受けること。

ウ 勤労者財産形成貯蓄契約・勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約は、それぞれ二重契約にならないよう十分留意すること。

万一、二重契約が生じた場合は、双方とも給料からの控除預入等を行わない。

エ 募集に際して、便宜の供与やサービスの提供は、一切差し控えること。

#### （2）公所（学校を含む。）内での募集

ア 公所内での募集は、勤務時間外にするとともに、あらかじめ所属長の承認を受けること。ただし、学校にあっては、学校長の了解を得られた場合に限り授業終了後に募集することができる。

なお、休憩時間であっても、執務に支障をきたさないよう十分留意すること。

イ 取扱金融機関は、あらかじめ責任者（1名）の氏名を財形主管課へ届け出るとともに、所属長の許可を受け募集活動を行うこと。

ウ 募集担当者の人数は、常時3人以内とすること。（届出不要）

エ 募集担当者は、ネームプレートを必ず着用すること。

#### （3）公所外での募集

ア 職員の要請による場合を除き、家庭訪問を行わないこと。

イ 職員の家庭への電話による募集はしないこと。

ウ パンフレット、ダイレクトメール等郵送による募集活動は妨げない。

### 4 違反行為に対する措置

この要領に違反した場合は、募集活動の停止または取扱金融機関の取消等必要な措置を講ずるものとする。

### 5 その他

二重契約、マル財枠の超過、加入数超過は、調整を行わず当該申込者に係る新規全契約について、給料からの控除預入等を行わないので特に注意すること。

その他、この要領に定めのない事項等については、財形主管課と協議し、その指示に従うこと。